

大阪市空家等対策協議会（第13回専門部会）

1 日 時 令和4年9月12日（月） 9時30分～11時20分

2 開催方式 ウェブ会議

3 出席委員 阿部委員、清水委員、曾我部委員、善本委員

4 議 事

1) 部会長代理の指名について

2) 議題案件について（議題1件）

3) 前回までの議題案件の報告について

4) 特定空家等の勧告後の進め方について

5) 勧告に至る期間のルールの検証（危険度3-1）について

5 議事要旨

1) 大阪市空家等対策協議会運営要綱第5条5項に基づき、専門部会長より部会長代理に清水委員を指名。

2) 議題案件に関して、区役所からの概要説明の後、委員にて協議を行い、勧告を行うことについて、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。

3) 大阪市から前回までの議題案件について、その後の状況を報告。

4) 勧告後に行政代執行へと進める考え方について、大阪市から説明の後、委員にて協議を行い、内容について一部修正意見があったが、考え方について了承。

5) 危険度3-1の特定空家等の勧告に至る期間のルールの検証内容について大阪市から説明の後、委員にて協議を行い、了承。

大阪市空家等対策協議会（第14回専門部会）

- 1 日 時 令和4年12月2日（金） 9時30分～11時40分
- 2 開催方式 ウェブ会議
- 3 出席委員 阿部委員、清水委員、曾我部委員、善本委員
- 4 議 事
 - 1) 議題案件について（議題2件）
 - 2) 前回までの議題案件の報告について
 - 3) 特定空家等の勧告後の進め方について
 - 4) 勧告に至る期間のルールの検証（危険度3-1）について
- 5 議事要旨
 - 1) 議題案件（2件）に関して、区役所からの概要説明の後、委員にて協議を行い、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。所有者に未接触のまま勧告する場合の今後の対応や、勧告書の記載内容について助言があった。
 - 2) 大阪市から、前回までの議題案件について、その後の状況の報告。
勧告案件について、所有者の死亡により所有者が変更となる場合の対応について、委員にて協議を行い、今後の対応について助言があった。
 - 3) 勧告後に行政代執行へと進める考え方について、前回からの変更箇所について大阪市から報告。
 - 4) 危険度3-1の特定空家等の状況について、大阪市から報告。

第1回～第14回 議題案件 特定空家等の対応状況表

(令和4年12月2日時点)

専門部会		No.	行政区	勧告	命令	代執行	是正	備考
第1回	H28.10.4	1	西成	■	□	□	■	
		2	西成	■	■	□	□	※2
		3	城東	■	□	□	□	
第2回	H29.2.27	4	西成	■	■	□	■	
		5	西成	□	□	□	■	
		6	福島	□	□	□	■	
		7	此花	■	■	■	■	
第3回	H29.9.21	8	西成	■	□	□	■	
第4回	H30.2.8	9	西成	□	□	□	■	
		10	旭	■	□	□	■	
		11	生野	■	□	□	■	
		12	生野	■	□	□	■	
第5回	H30.9.27	13	天王寺	■	□	□	■	
第6回	H31.1.30	14	西成	■	□	□	■	
		15	西成	■	□	□	■	
		16	西淀川	□	□	□	■	
第10回	R2.6.30	17	生野	■	□	□	■	
		18	西成	■	□	□	□	
第11回	R2.9.3	19	此花	■	□	□	■	
		20	東成	■	□	□	■	
		21	西成	■	□	□	□	
第12回	R3.12.1	22	東成	■	□	□	□	
		23	鶴見	□	□	□	■	
第13回	R4.9.12	24	東成	□	□	□	□	※2
第14回	R4.12.2	25	旭	□	□	□	□	
		26	東成	□	□	□	□	

まとめ

議題案件 26件 (第1回～第14回専門部会※1)

■全体 26件
 ・是正済 18件
 ・未是正 8件 ※2の2件を含む

■勧告実施 18件
 ・是正済 13件
 ・未是正 5件 ※2の1件を含む

■勧告未実施 8件
 ・是正済 5件
 ・未是正 3件 ※2の1件を含む

(※1) 第7回～第9回の部会は、議題案件無し

(※2) 所有者死亡のため、相続人に対して改めて指導を実施